

決 議 (案)

北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射に断固抗議する決議

10月4日、北朝鮮は、国際社会の非難の声と警告を無視し、弾道ミサイルを発射した。ミサイルは、青森県上空を通過した後、太平洋上の我が国の排他的経済水域の外側に落下した。

このような行為は、本県の漁船等をはじめとする船舶や航空機はもとより、上空をミサイルが通過した地域住民の生命、財産を脅かす極めて危険な行為である。

北朝鮮は、今年に入って幾度も弾道ミサイルの発射を繰り返しており、このような行為は、国連安全保障理事会決議に明確に違反し、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、北朝鮮の度重なる暴挙に対し断固抗議するとともに、このような行為を即刻やめるよう強く求める。

以上、決議する。

令和 年 月 日

山 形 県 議 会

以上、発議する。

令和4年10月7日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 小 松 伸 也